

「今こそ鹿児島の旅（第2弾）」（県内観光促進緊急対策事業）の 事業停止に係る支援金取扱要領

1 目的

「今こそ鹿児島の旅（第2弾）」（以下、「本事業」という。）について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、県が指定した期間に本事業を停止した旅行者に対し支援金を支給する。

2 支援金の対象・支給者

本事業の適用を受けた旅行商品のうち、県が別途指定する期間に利用される予定の旅行商品で、県が別途指定する期間にキャンセルされたことに伴い発生した費用※相当額

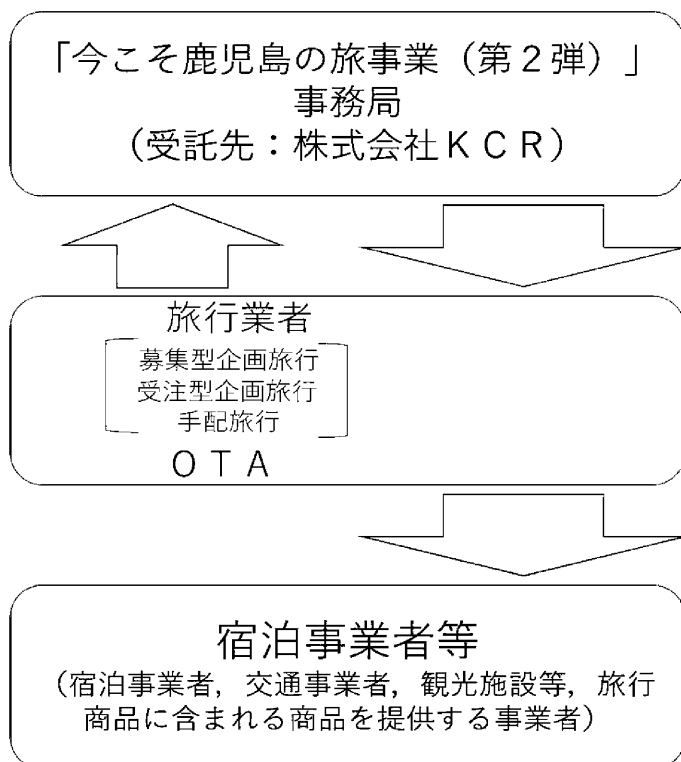
※ 旅行会社の約款に基づく予約の取消料及び旅行代金の返金に要した経費等

3 支援金の申請手続

(1) 申請者

本事業に参加する旅行者

(2) 申請・支払・配分の流れ



(3) 申請に必要な書類

- ① 支援金申請書（様式A号）
- ② キャンセルリスト（様式B号または様式B-1号）
- ③ 誓約書（様式C号）
- ④ キャンセル料に関する規定（約款・パンフレット等）
- ⑤ 旅行代金の返金に要した経費等の証拠書類（振込用紙の写しなど負担額の内訳が分かるもの）
- ⑥ その他事務局が必要と認める書類

(4) 関係書類の保管

- ア 事務局が提出を求める場合があるので、いつでも提出できるよう整理をしておくこと。
- イ 本事業に関する帳簿及び証拠書類（別紙参照）は支払いを受けた翌年から5年間保存すること。

4 請求期間

県が別途指示する期間

5 請求方法

鹿児島県または、事務局のホームページから様式を入手し、必要事項を記入し、事務局に郵送すること。但し、(3) 申請に必要な書類②～⑥についてはメールでの提出も可とする。

6 不正請求の確認・対応等について

請求内容の適切性を確認するため、県が書類の追加提出を求めるとともに、保管書類の確認を行う場合がある。これらの監査等を通じて仮に不正が発覚した場合には、本事業の参加旅行業者登録の取り消しを行うとともに、不正受給分の返還請求を行う場合がある。

(要領 2 関係)

県が別途指定する期間(支援金の対象)

- ① 令和3年5月7日(金)17時から23日(日)24時に催行される旅行商品で令和3年5月7日(金)から14日(金)の期間内にキャンセルされたもの。
- ② 令和3年5月24日(月)から31日(月)に催行される旅行商品で令和3年5月14日(金)から23日(日)の期間内にキャンセルされたもの。

【本事業に係る旅行商品の取扱い】	
日時	5/7 17:00 ~ 14/15 0:00 ~ 23/24 24:00 ~ 31
①	<p>販売停止期間①(7日~23日)</p> <p>経過措置期間(7日~14日) 割引実施(キャンセル要請不要)</p> <p>割引停止期間①(15日~23日)</p> <p>※各旅行会社は、この期間中に「割引停止期間」に催行される旅行のキャンセルを要請する。 ※この期間中に生じた「販売停止期間」に催行される旅行に係るキャンセル料は無料とする</p>
	<p>販売停止期間②(24日~31日)</p> <p>14/ 販売停止期間②に係る旅行商品のキャンセルを要請(14日~23日)</p> <p>割引停止期間②(24日~31日)</p> <p>※この期間中に生じた「販売停止期間②」に催行される旅行に係るキャンセル料は無料とする</p>

令和3年 月 日

今こそ鹿児島の旅（第2弾）事務局殿

所在地

事業所名

代表者役職・氏名

印

支援金申請書

関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

申請額	¥ ー
内 訳	令和3年5月7日から令和3年5月23日までの今こそ鹿児島の旅事業(第2弾)の対象となる旅行商品のキャンセルに伴い発生した費用相当額

○ 振込先口座

金融機関名	(支店)
口座番号	(当座・普通)
預金口座 名義人	(フリガナ)

○ 連絡先

担当者名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

※ キャンセルリスト記載の旅行の事実を証する書類は事業者側で適切に保存し、事務局又は県の求めに応じて常時提出できるよう管理します。

※ 上記申請金額については、キャンセルリストに記載のとおり、旅行者からキャンセルの申し出があったことに相違ありません。

誓約書

私は、県が指定する期間において、今こそ鹿児島の旅事業(第2弾)の旅行に係る支援金の申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

1. 申請者は、「今こそ鹿児島の旅(第2弾)」(県内観光促進緊急対策事業)の事業停止に係る支援金取扱要領(以下「取扱要領」という。)に記載された内容について承諾した上で申請を行います。
2. 申請内容は、旅行者の居住地を含め、取扱要領に記載の支払い対象となる条件に合致しており、虚偽の請求をしていません。
3. 申請者は、支援金の対象となる旅行商品について、旅行者からキャンセル料の收受をしておりません。また、キャンセル料を收受した場合には、旅行者に返金を行っています。
4. 県または今こそ鹿児島の旅事業(第2弾)事務局による審査の結果、厳正な申請であることに疑義が生じた場合又、県若しくは今こそ鹿児島の旅事業(第2弾)事務局より求められた場合には、経理状況の調査等に誠実に応じます。
5. 1～4に虚偽があった場合には、参加事業者登録の取消し等の処分を受けることを承知しています。

令和 年 月 日

(宛先) 今こそ鹿児島の旅事業(第2弾)事務局長殿

住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____

支援金の支払いに関する証拠書類

事業者	旅行形態	記録種類	必須項目 (下記項目を満たす書類)	例
旅行会社	募集型 企画旅行	予約記録	旅行日・旅行先・発着地・コース名又はコース番号と代表者居住地・予約日・宿泊日・予約番号等	予約手配依頼書/予約記録管理システムのデータ/予約台帳/予約申込書
		キャンセル料記録	キャンセル日・キャンセル率・キャンセル金額・予約番号等	キャンセル料計上システムのデータ/予約台帳等
		返金記録	返金額・予約番号等・返金日	返金・払戻証明書/返金額記載の精算請求書等
		キャンセル料規定	募集パンフレット記載のキャンセル料規定	/
		パンフレット	パンフレットの表紙、該当の行程表及び旅行条件の記載箇所	/
	受注型 企画旅行	キャンセル料記録	キャンセル日・キャンセル率・キャンセル金額・予約番号等	精算請求書/キャンセル料計上システムのデータ等
		返金記録	返金額・予約番号等・返金日	返金・払戻証明書/返金額記載の精算請求書等
		キャンセル料規定	条件書記載のキャンセル規定	/
		契約記録	申込書・引受書・条件書・行程表	/
	手配旅行	予約記録	代表者居住地・予約日・予行先・宿泊日・宿泊施設名・予約番号等	予約端末のデータ/予約台帳/申込書等
		キャンセル料記録	キャンセル日・キャンセル率・キャンセル金額・予約番号等	キャンセル料計上システムのデータ/予約台帳等
		返金記録	返金額・予約番号等・返金日	返金・払戻証明書/返金額記載の精算請求書等
		キャンセル料規定	当該手配内容のキャンセル料規定	予約した宿泊施設のキャンセル料規定
	負担証明	支払記録	請求書等（内容がわかるもの）と振込明細書または領収書のコピー	請求書と振込明細書または領収書